

第 1 回近畿地域農業特定技能協議会 議事次第

日時：令和元年 7 月 4 日（木）

14 時 00 分～15 時 00 分

場所：近畿農政局 第 1 会議室

1. 開会

2. 議題

近畿地域農業特定技能協議会の設置について

3. 制度所管官庁からの情報提供

- （1）大阪出入国在留管理局
- （2）近畿管区警察局
- （3）大阪労働局

4. 閉会

（配付資料）

資料 1 農業分野における新たな外国人材の受入れについて

（平成 31 年 4 月農林水産省）

資料 2 「近畿地域農業特定技能協議会」規約（案）

第1回「近畿地域農業特定技能協議会」出席者名簿

〔順不同・敬称略〕

【制度所管省庁】

法務省 大阪出入国在留管理局 就労審査部門 統括審査官	谷 花 克 也
近畿管区警察局 広域調整部 広域調整第一課 警部	吉 川 忠 之
近畿管区警察局 広域調整部 広域調整第一課 警部補	出 口 博 章
厚生労働省 大阪労働局 職業安定部 職業対策課 地方職業指導官	八 又 保
厚生労働省 大阪労働局 職業安定部 職業対策課 雇用開発班長	興 津 康 子

【事業所管省庁】

滋賀県 農政水産部 農業経営課 地域農業戦略室 参事	峯 憲 一 郎
京都府 農林水産部 理事 経営支援・担い手育成課長事務取扱	水 口 裕 一 郎
京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課 主幹兼係長	藤 原 満 弘
京都府 農林水産部 経営支援・担い手育成課 副主査	飛 田 み どり
大阪府 環境農林水産部 農政室推進課 参事	重 光 孝 保
大阪府 環境農林水産部 農政室推進課 主査	藤 原 亮 介
兵庫県 農政環境部 農政企画局 農業経営課 課長	守 本 真 一
兵庫県 農政環境部 農政企画局 農業経営課 担い手対策班長	池 田 政 史
兵庫県 農政環境部 農政企画局 農業経営課 主査	山 口 岳 人
奈良県 農林部 担い手・農地マネジメント課 課長補佐	伊 村 孝 信
和歌山県 農林水産部 農業生産局 経営支援課 課長	井 岡 隆
和歌山県 農林水産部 農業生産局 経営支援課 主任	東 浦 裕 之
近畿農政局長	阿 部 勲
近畿農政局 経営・事業支援部長	橋 本 尚 文
近畿農政局 地方参事官	大 島 潔
近畿農政局 生産部 園芸特産課長	中 田 博 文
近畿農政局 生産部 畜産課長	東 盛 俊 哉
近畿農政局 経営・事業支援部 経営支援課長	橋 本 一 也
近畿農政局 経営・事業支援部 経営支援課 課長補佐(就農促進)	山 田 忠 男
近畿農政局 経営・事業支援部 経営支援課 外国人材受入管理係長	岡 本 紘 幸

【近畿地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

(滋賀県)

滋賀県農業法人協会		稲 本 秀 昭
一般社団法人滋賀県農業会議	主事	
滋賀県農業協同組合中央会	専門員	松 井 芳 典

(京都府)

京都府農業法人経営者会議		柴 田 秀 孝
一般社団法人京都府農業会議	推進役	
京都府農業協同組合中央会	農業対策部考査役	西 川 孝
JAグループ京都農業法人協会	会長	柿 迫 義 昭

(大阪府)

大阪府農業法人協会	会長	藤 田 善 敬
一般社団法人大阪府農業会議	農政課主幹	光 崎 伸 和
大阪府農業協同組合中央会	大阪農業振興サポートセンター次長	向 井 清 晃

(兵庫県)

兵庫県農業法人協会		田 中 哲
一般社団法人兵庫県農業会議	参事	
兵庫県農業協同組合中央会	次長	大 盛 雅 之

(奈良県)

奈良県農業法人協会		山 脇 英 人
一般社団法人奈良県農業会議	係長	
奈良県農業協同組合中央会	総括部長	松 岡 俊 晴

(和歌山県)

和歌山県農業法人協会		松 井 隆 幸
一般社団法人和歌山県農業会議	班長	
和歌山県農業協同組合中央会	JAグループ和歌山 農業振興センター営農企画課長	小 栗 正 之

農業分野における新たな 外国人材の受入れについて

平成 3 1 年 4 月

農 林 水 産 省

- **特定技能 1 号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能 2 号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

(特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可)

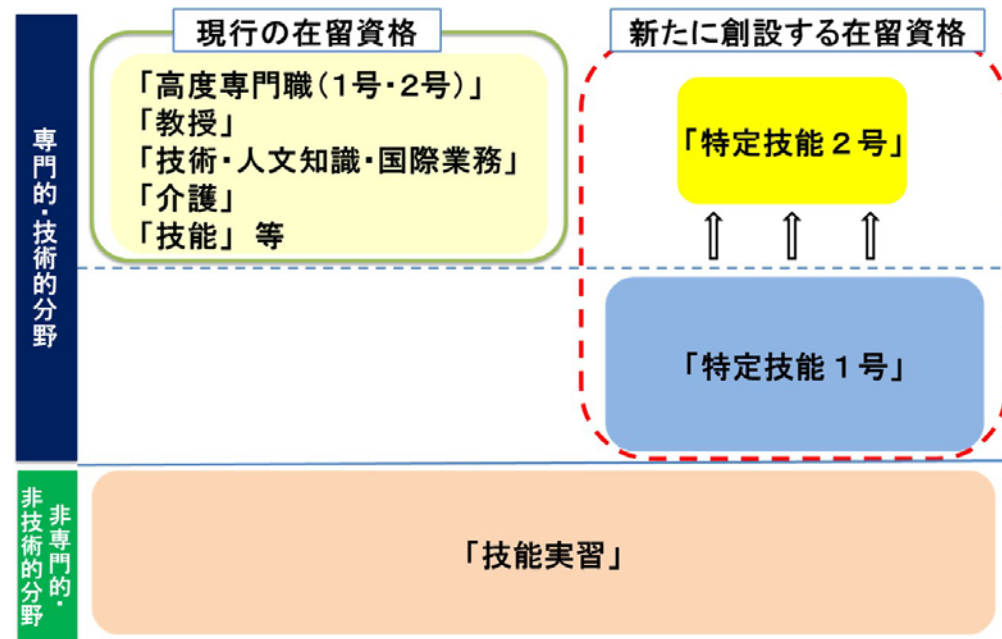
特定技能 1 号のポイント

- 在留期間：1 年、6 か月又は 4 か月ごとの更新、**通算で上限 5 年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習 2 号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能 2 号のポイント

- 在留期間：3 年、1 年又は 6 か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



受入れ機関について

1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば1③も満たす。
- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

登録支援機関について

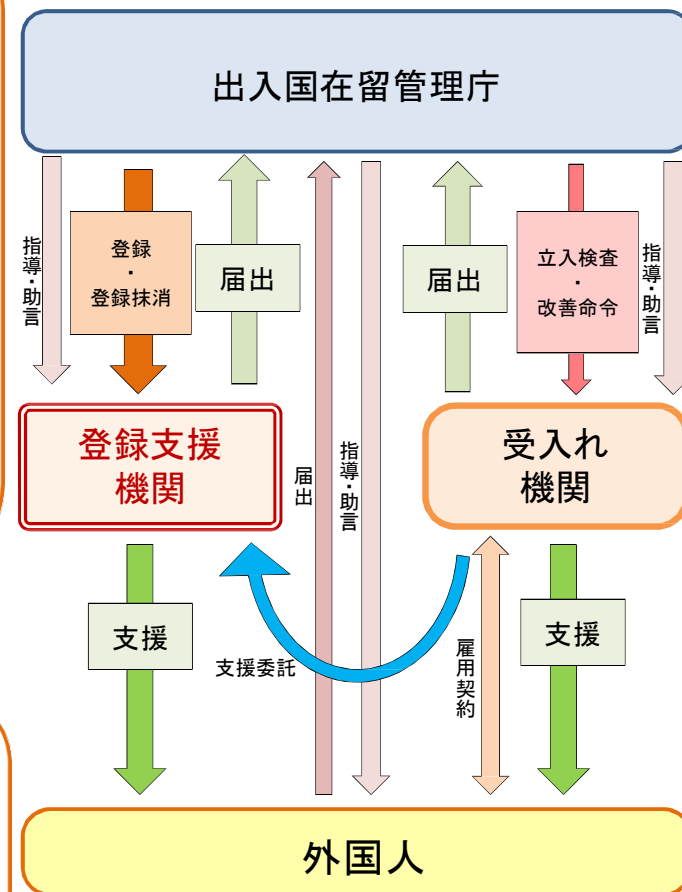
1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

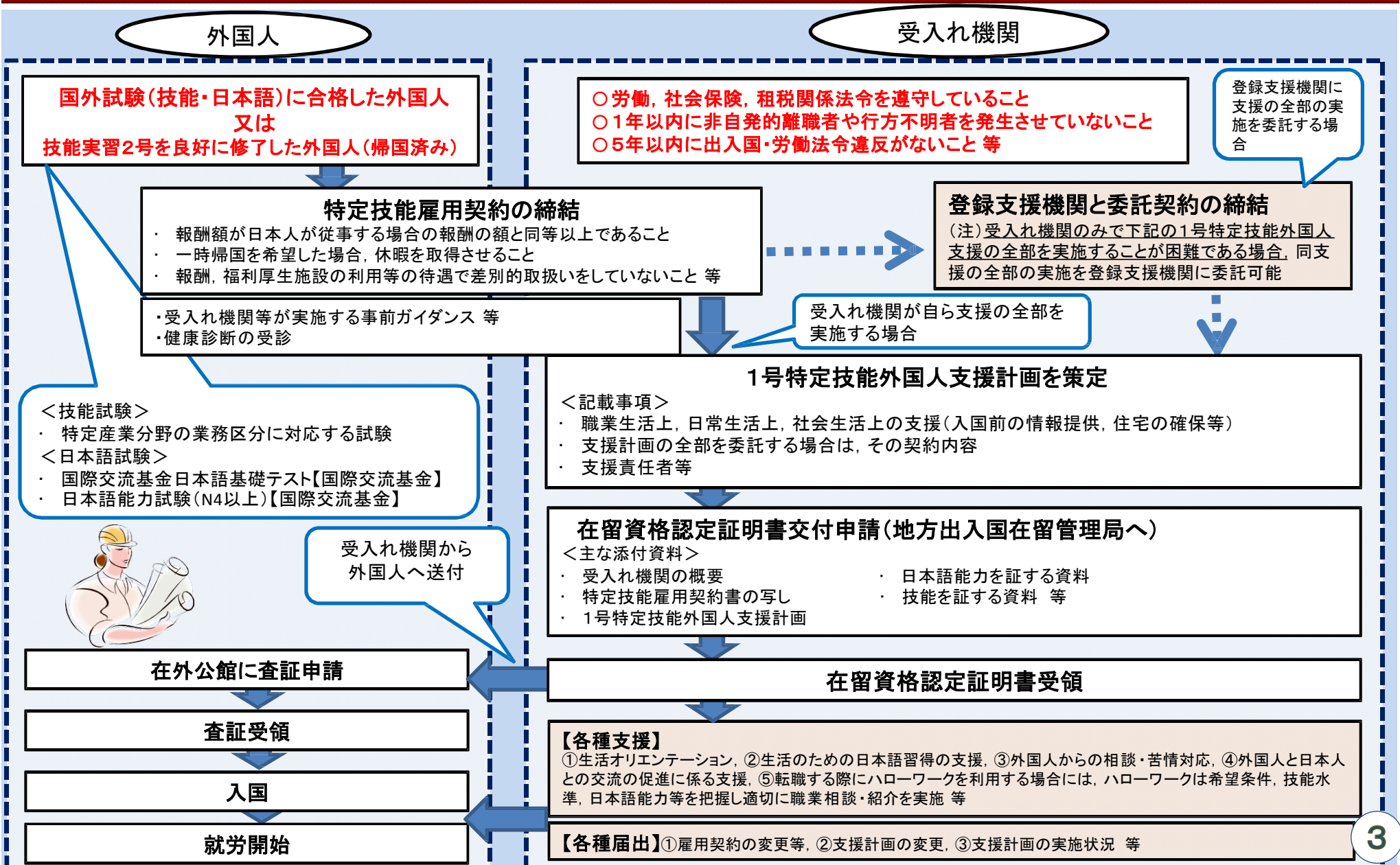
2 登録支援機関の義務

- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

（注）①②を怠ると登録を取り消されることがある。



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （海外から採用するケース）



新たな外国人材受入れ制度（受入れ機関用） （国内在留者を採用するケース）



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

外国人

受入れ機関

国内試験（技能・日本語）に合格した外国人
又は
技能実習2号を良好に修了した外国人（在留中）

- 労働、社会保険、租税関係法令を遵守していること
- 1年以内に非自発的離職者や行方不明者を発生させていないこと
- 5年以内に出入国・労働法令違反がないこと 等

登録支援機関に
支援の全部の実
施を委託する場
合

特定技能雇用契約の締結

- ・報酬額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること
- ・一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
- ・報酬、福利厚生施設の利用等の待遇で差別的取扱いをしていないこと 等

- ・受入れ機関等が実施する事前ガイダンス 等
- ・健康診断の受診

登録支援機関と委託契約の締結

（注）受入れ機関のみで下記の1号特定技能外国人支援の全部を実施することが困難である場合、同支援の全部の実施を登録支援機関に委託可能

受入れ機関が自ら支援の全部を
実施する場合

<技能試験>

- ・特定産業分野の業務区分に対応する試験

<日本語試験>

- ・日本語能力試験（N4以上）

【日本国際教育支援協会】

1号特定技能外国人支援計画を策定

<記載事項>

- ・職業生活上、日常生活上、社会生活上の支援（在留資格変更許可申請前の情報提供、住宅の確保等）
- ・支援計画の全部を委託する場合は、その契約内容
- ・支援責任者等

在留資格変更許可申請（地方出入国在留管理局へ）

<主な添付資料>

- ・受入れ機関の概要
- ・特定技能雇用契約書の写し
- ・1号特定技能外国人支援計画
- ・日本語能力を証する資料
- ・技能を証する資料 等

- ・原則は外国人本人による申請
- ・受入れ機関の職員は、地方局長に申請等取次者として承認を受けた場合、申請を取り次ぐことが可能

在留資格「特定技能1号」
へ在留資格変更

就労開始

【各種支援】

①生活オリエンテーション、②生活のための日本語習得の支援、③外国人からの相談・苦情対応、④外国人と日本人との交流の促進に係る支援、⑤転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 等

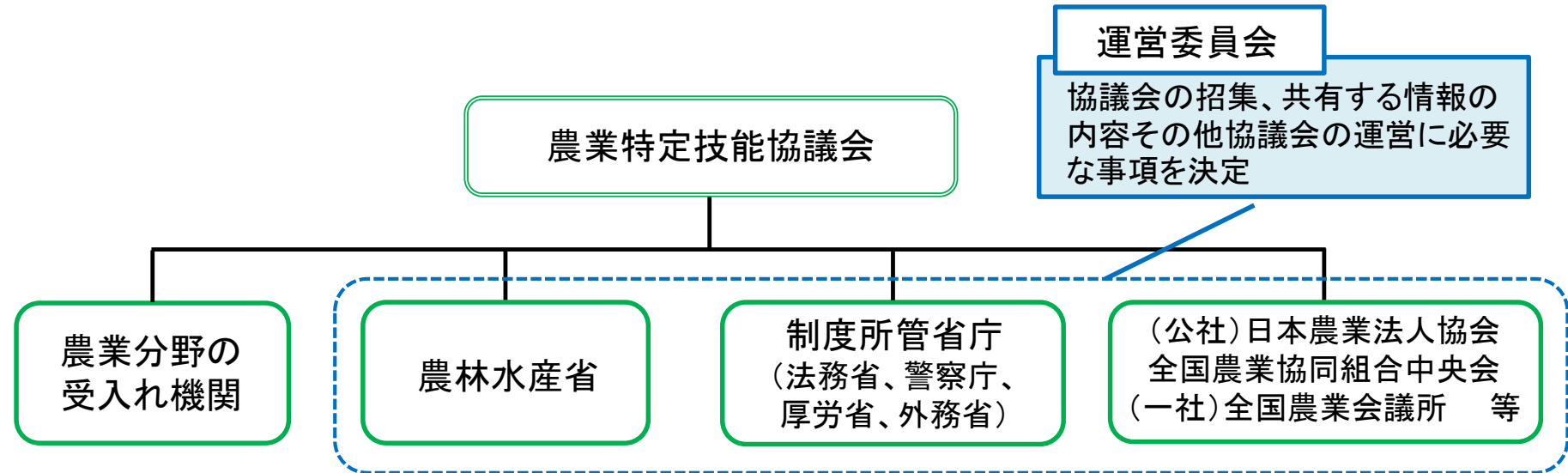
【各種届出】①雇用契約の変更等、②支援計画の変更、③支援計画の実施状況 等

農業分野における特定技能による受入れの概要

受入れ見込み数 (5年間の最大値)	・ 36,500人
人材の基準	[技能試験] ※技能実習2号修了者は免除 農業技能測定試験 ①耕種農業全般 ②畜産農業全般 ・ 実施主体は（一社）全国農業会議所 ・ 2019年秋以降に実施 （中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、タイ、ミャンマーを検討中）
	[日本語能力試験] ※技能実習2号修了者は免除 国際交流基金日本語基礎テスト等 ・ 実施主体は（独）国際交流基金 ・ 2019年4月13,14日（フィリピン） ・ 2019年6月（フィリピン、ベトナムで実施するよう調整中）
受入れの停止・再開	農林水産大臣は、 ・ 人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う ・ 受入れ見込み数を超えそうな場合は、法務大臣に受入れ停止を求める ・ 受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求める
業務	①耕種農業全般（栽培管理、集出荷・選別等 ※栽培管理の業務が含まれている必要） ②畜産農業全般（飼養管理、集出荷・選別等 ※飼養管理の業務が含まれている必要） 日本人が通常従事している関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することも可能
受入れ機関等の条件	①「農業特定技能協議会」に参加し、必要な協力を行うこと ②過去5年以内に労働者（技能実習生を含む）を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験があること 等
雇用形態	①直接雇用 ②労働者派遣（派遣事業者は、農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定）

農業特定技能協議会について

- 制度の適切な運用を図るため、農林水産省が3月27日に設置。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人が受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発、地域ごとの人手不足の状況を把握しての必要な対応等を実施。



※今後、地域ブロックでも「地域協議会」を設置予定

活動内容

- ① 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- ② 受入に係る人権上の問題等への対応
- ③ 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援(特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力)
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- ⑥ 地域別の人手不足の状況の把握及び分析
- ⑦ ⑥を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整(看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む)
- ⑧ 特定技能所属機関に対する協議会の会員であることの証明
- ⑨ 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

農業特定技能協議会への入会の流れ

地方出入国在留管理局 への申請

- 初めて1号特定技能外国人を受け入れる農業者等は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請(又は在留資格変更許可申請)の際、「1号特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となる」旨の「誓約書」(※)を提出
- 農業特定技能協議会への入会手続は、当該外国人を受け入れた日から、4か月以内に実施

(※) 「誓約書」の様式は、法務省ホームページに掲載



ステップ 1

入会申請フォーム(※)への入力

- 農林水産省ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項(氏名・名称、住所等)を入力・申請

(※) 入会申請フォームは、準備が完了し次第、農林水産省ホームページにて案内予定



ステップ 2

申請内容の確認

- 農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡(電話又は電子メール)



ステップ 3

協議会への入会完了

- 申請者宛に「加入通知書」を電子メールで送付

(※) 以後、1号特定技能外国人を受け入れる場合は、地方出入国在留管理局への在留資格認定証明書の交付申請等の際に、「加入通知書」を添付

農業分野の外国人材の在留資格制度の比較

	技能実習制度	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)	特定技能制度 (出入国管理及び難民認定法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定活動」 ➤ 就労目的	「特定技能1号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 (技能実習期間中は原則帰国不可) ※4年目の実習(技能実習3号)を開始する際に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長3年 (在留期間中の帰国可)	通算で最長5年 (在留期間中の帰国可)
従事可能な業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・加工の作業の実習も可能	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※農作業以外に、農畜産物等を使用した製造・加工・運搬・陳列・販売の作業も可能(ただし、農作業が主)	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務(農畜産物の製造・加工・運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することも可能
技能水準	—	「農業支援活動を適切に行うために必要な知識・技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。	「受入れ分野で相当程度の知識又は経験を必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
日本語能力の水準	—	「農業支援活動を行うために必要な日本語能力」 ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者が該当。	「ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することを基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習(3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の受入れ主体(雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作業を請け負って実習を実施することも可能	派遣事業者	・農業者等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)

※特区事業は、特定技能制度へ段階的に移行する予定。

(参考 1) 関係資料のURL

農林水産省HP > 政策情報 > 農業経営 > 農業分野における外国人の受入れについて

1 「特定技能」関係

(1) 基本方針・分野別運用方針・運用要領

- 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針
<http://www.moj.go.jp/content/001278434.pdf>
- 農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針
<http://www.moj.go.jp/content/001278458.pdf>
- 「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領
<http://www.moj.go.jp/content/001278472.pdf>

(2) 分野共通ガイドライン

- 特定技能外国人受入れに関する運用要領
<http://www.moj.go.jp/content/001289242.pdf>
- 1号特定技能外国人支援に関する運用要領
<http://www.moj.go.jp/content/001289243.pdf>

(3) 農業分野に係る別冊ガイドライン

- 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 ―農業分野の基準について―
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-18.pdf>

2 国家戦略特区農業支援外国人受入事業関係

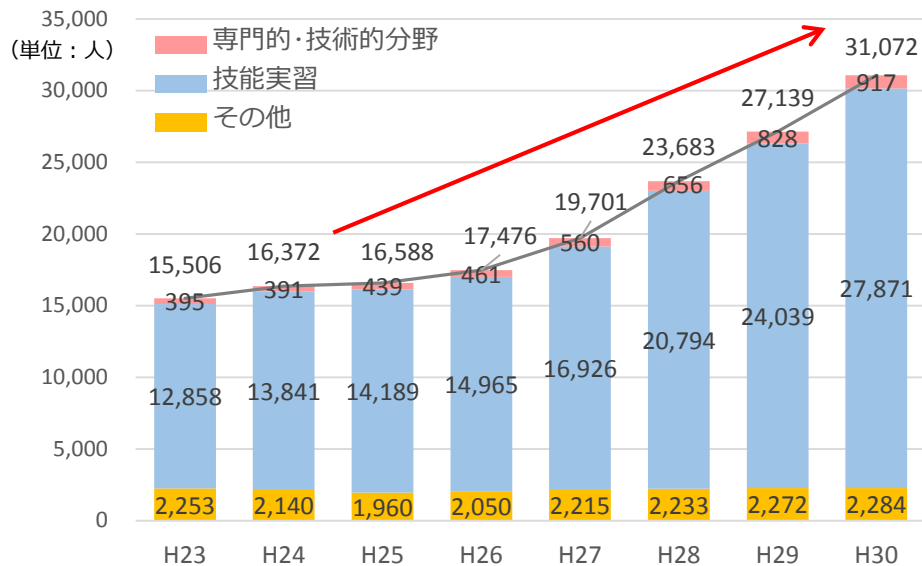
- 外国人農業支援人材の受入れが始まります！～国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業～
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-10.pdf>

3 外国人技能実習制度関係

- 農業者の皆様へ外国人技能実習制度が変わりました～特に押さえておくべきポイントとは～
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-1.pdf>
- 農業分野における新たな外国人技能実習制度(全国農業会議所)
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-3.pdf>

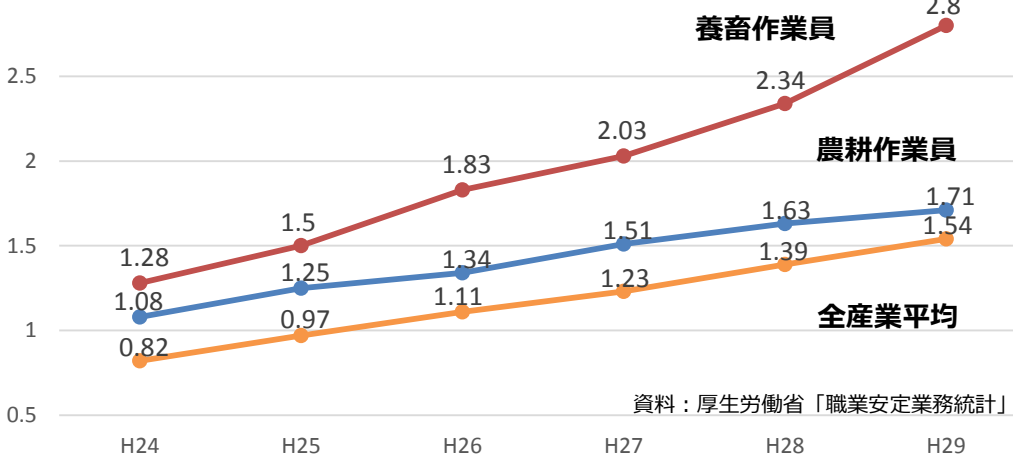
(参考 2) 農業分野の外国人材の受入れ・人手不足の状況

- 農業分野の外国人労働者数は、この5年で1.9倍に
- 増加のほとんどが技能実習



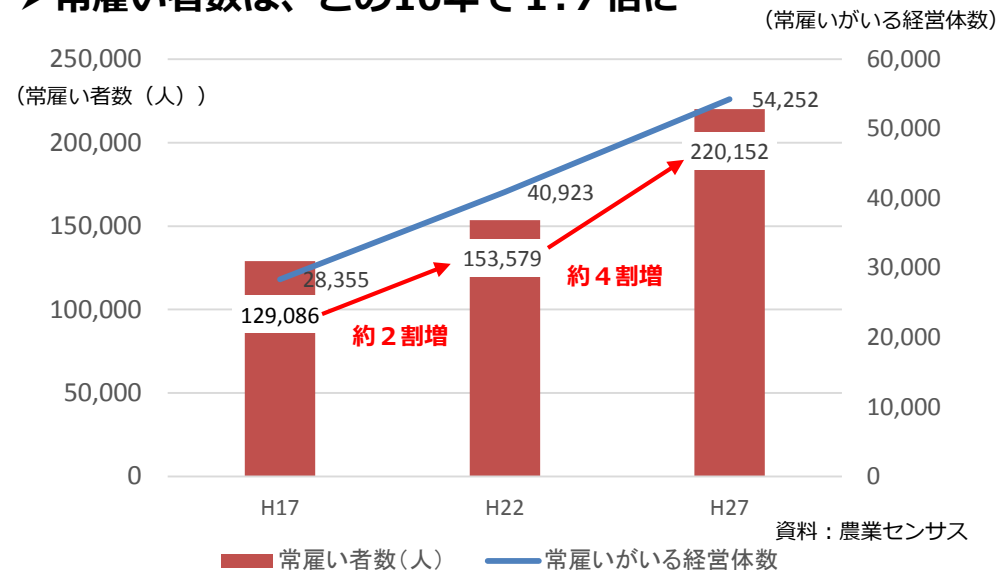
資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」（各年10月末日現在）

- 農畜産業分野の有効求人倍率は、全産業平均を上回っている



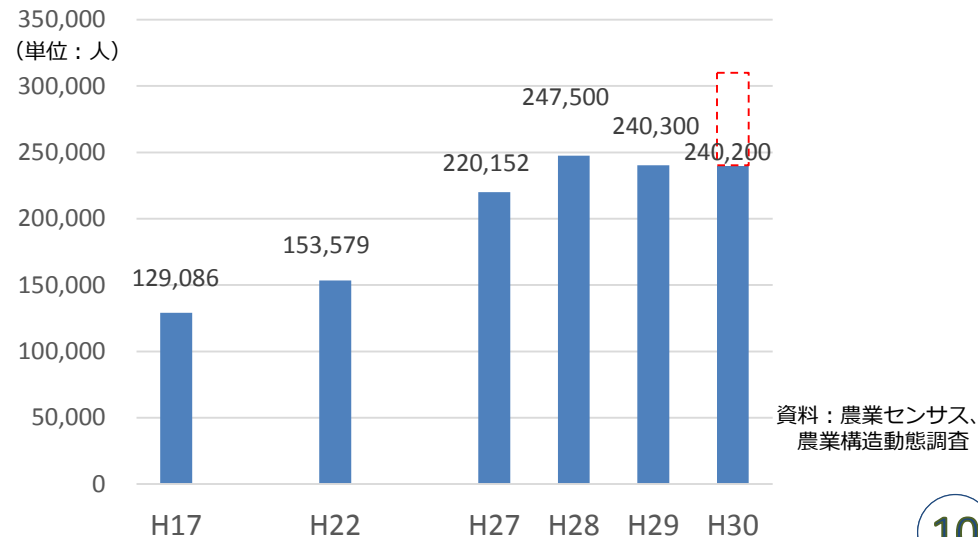
資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

- 常雇い者数は、この10年で1.7倍に



資料：農業センサス

- 直近の雇用農業者数は、この10年の伸び率から見込まれる人数に到達していない



資料：農業センサス、農業構造動態調査

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

総額211億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇い管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本ででの生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間〜1か月)の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

(参考 4) 我が国における外国人労働者 (総数 約146.0万人) の現状

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

- ①身分に基づく在留資格

約49.6万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ②就労目的で在留が認められる者

約27.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)
・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ③特定活動

約3.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④技能実習

約30.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以降に資格変更した技能実習生も同様。)
- ⑤資格外活動(留学生のアルバイト等)

約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格	
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士 ※ 平成29年9月から新たに追加
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(雇用対策法第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

(参考5) 特定技能（農業分野）に関するお問い合わせ先

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2 経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町 経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館 農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

近畿地域農業特定技能協議会決定第 号
令和元年 月 日

「近畿地域農業特定技能協議会」規約（案）

（名称）

第1条 本会は、近畿地域農業特定技能協議会（以下「地域協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 地域協議会は、その構成員が相互に連絡を図ることにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、近畿地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知や地域における人手不足の状況の把握等の必要な対応を協議し、措置を講ずることを目的とする。

（構成員）

第3条 地域協議会は、別紙1の構成員により組織する。

- 2 地域協議会の構成員は、地域協議会が情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めたときは、これに協力するものとする。
- 3 地域協議会は、第1項に規定するもののほか、必要と認める者をオブザーバーとして加えることができる。

（活動）

第4条 地域協議会は、近畿地域における次に掲げる取組について協議又は情報共有を行うものとする。

- 一 特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 三 特定技能所属機関等に対する法令遵守の啓発
- 四 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援（特定技能所属機関等が支援義務を果たせない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握及び分析
- 六 人手不足の状況の把握及び分析
- 七 六を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での受入れの自粛要請及び大都市圏の特定技能所属機関による特定技能外国人の引抜きの自粛要請等を含む）
- 八 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有、協議等

（運営委員会）

第5条 地域協議会に地域運営委員会を設置し、地域協議会の招集、共有する情報の内容その他の地域協議会の運営に必要な事項の決定を行うものとする。

- 2 地域運営委員会は、別紙2の構成員により組織する。

(事務局)

第6条 地域協議会及び地域運営委員会の庶務は、農林水産省近畿農政局経営・事業支援部経営支援課において処理する。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域運営委員会が定める。

附 則

この規約は、 年 月 日から施行する。

近畿地域農業特定技能協議会 構成員

【近畿地域の農業分野の特定技能所属機関】

【事業所管官庁】

近畿農政局経営・事業支援部経営支援課
近畿農政局生産部園芸特産課
近畿農政局生産部畜産課
滋賀県農政水産部農業経営課
京都府農林水産部経営支援・担い手育成課
大阪府環境農林水産部農政室推進課
兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課
奈良県農林部担い手・農地マネジメント課
和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課

【制度所管官庁】

法務省大阪出入国在留管理局就労審査部門
近畿管区警察局広域調整部広域調整第一課
厚生労働省大阪労働局職業安定部職業対策課

【近畿地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

滋賀県農業法人協会
京都府農業法人経営者会議
JA グループ京都農業法人協会
大阪府農業法人協会
兵庫県農業法人協会
奈良県農業法人協会
和歌山県農業法人協会
滋賀県農業協同組合中央会
京都府農業協同組合中央会
大阪府農業協同組合中央会
兵庫県農業協同組合中央会
奈良県農業協同組合中央会
和歌山県農業協同組合中央会
一般社団法人滋賀県農業会議
一般社団法人京都府農業会議
一般社団法人大阪府農業会議
一般社団法人兵庫県農業会議
一般社団法人奈良県農業会議
一般社団法人和歌山県農業会議

近畿地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の近畿農政局が適当と認める団体

近畿地域運営委員会 構成員

【事業所管官庁】

近畿農政局経営・事業支援部経営支援課
近畿農政局生産部園芸特産課
近畿農政局生産部畜産課
滋賀県農政水産部農業経営課
京都府農林水産部経営支援・担い手育成課
大阪府環境農林水産部農政室推進課
兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課
奈良県農林部担い手・農地マネジメント課
和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課

【制度所管官庁】

法務省大阪出入国在留管理局就労審査部門
近畿管区警察局長域調整部広域調整第一課
厚生労働省大阪労働局職業安定部職業対策課

【近畿地域の農業分野の特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者】

滋賀県農業法人協会
京都府農業法人経営者会議
JA グループ京都農業法人協会
大阪府農業法人協会
兵庫県農業法人協会
奈良県農業法人協会
和歌山県農業法人協会
滋賀県農業協同組合中央会
京都府農業協同組合中央会
大阪府農業協同組合中央会
兵庫県農業協同組合中央会
奈良県農業協同組合中央会
和歌山県農業協同組合中央会
一般社団法人滋賀県農業会議
一般社団法人京都府農業会議
一般社団法人大阪府農業会議
一般社団法人兵庫県農業会議
一般社団法人奈良県農業会議
一般社団法人和歌山県農業会議

近畿地域の労働者派遣形態による特定技能所属機関を構成員とする団体その他の近畿農政局が適当と認める団体